

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(1) 今後の議論の進め方</p> <p>「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生活の在り方に直結する重要な政策であり、政策決定にあたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠と考えます。今回、このような形で意見募集が行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論にはなっていないとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。</p> <p>具体的には以下のような取り組みを政策決定プロセスに取り込み、ICT を利用した直接民主主義を総務省殿が率先して実現していくべきです。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>この意見に賛成です。</p> <p>NTT が情報公開等の積極的関与を示さないのが非常に不可解であり、大変遺憾に思う。</p> <p>元国営企業体質がいまだに抜けきれないどころか、旧態依然のままに思える民間企業が、日本の通信業界のTOP という事実に関心すら覚える。</p> <p>SB の主張が間違っている、まったく的外れというのであれば確固たる数値を公開したうえでオープンな場で反論・反証してほしい。</p> <p>自己の利害だけでなく将来の日本のために、というひとつ上の視点で政府側も含めた活発な議論を期待したい。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	MOVIDA SPORTS 株式会社
-------	--------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		日本の国際競争力を高めていくためには必要不可欠なインフラであり、当然整備されるべきものであります。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
	上記の意見内容に対する再意見	

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		国民の税金を無駄にすることなく光アクセス基盤を整備できることが、国民のためになると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されれば、国民生活がより豊かになると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、国民の利益に直結し、生活満足度を高める施策だと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		国民が光ブロードバンドを利用するためには、NTT東西構造分離により、民間で競争することにより料金を安く、よりよいサービスを導入することが必要だと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		NTT 構造分離を推進することが、日本の国際競争力向上につながり、国民生活がより豊かになると考えます。

<p>「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見</p>	<p>提出された 意見内容 (該当部分)</p>	<p>NTTグループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施することで、日本の国際競争力の向上、経済成長力の向上が実現でき、国民の生活満足度向上につながっていくのではなかとを考えます。</p>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(4) メタル回線撤去の必要性</p> <p>現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回線の二重構造となっているため、維持費が割高になっています。メタル回線については、その60%が敷設後20年以上経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するものとなっています。</p> <p>弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。</p> <p>このような弊社共の提案に対し、超高速ブロードバンドの需要がない地方部はメタル回線を残した方が合理的とする意見もありますが、メタル回線の中でも、特に地方部のメタル回線の施設保全費は回線長等の関係から都市部に比べて高額になっており、NTT 東西殿アクセス回線部門の赤字のほとんどが地方部で発生していることを考慮すると、地方部のメタル回線こそ、光回線への置き換えが急務であることは明白です。</p> <p>メタル回線撤去の具体的な効果としては、現在メタル回線の維持費として約7,600億円、光回線の維持費として約3,100億円、合計1兆700億円の費用が年間で計上されているものを光回線分のみにする事ができるため、維持費が年間約5,200億円に縮小します。結果として、約5,000億円の費用削減が可能となります。なお、メタル回線撤去に当たっては、よりスムーズに光回線への移行を進めるために、切替に際しての契約変更は不要とし、固定電話のみのユーザはメタル回線と同じ料金で利用可能とし、また、アダプターの無償配布により現在利用している端末をそのまま利用可能とする等、利用者に追加負担を発生させない移行方法を弊社共は提案しています。</p>

上記の意見内容に対する再意見		意見提出者の試算結果によれば、メタル回線の撤去により大幅なコストの削減が実現できるとする意見提出者の提案は是非推進すべき案と考えます。異なる立場を取るNTTには定性的な反論ではなく具体的な数字による反証をしていただいた上で政策導入の是非を検討していただきたい。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクグループ(3社)
	提出された 意見内容 (該当部分)	世界の国々においても、「光の道」同様、情報化社会の進展を見越し、超高速ブロードバンドネットワークの整備を政府が主導して進めており、国際競争力の観点からも、日本がそれらの国々に遅れをとるわけにはいかないと考えます。従って、「光の道」構想は、その早急な実現が求められます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>一刻も早く政府主導による一律な光インフラが整備されるべきである。</p> <p>NTT 東西のアクセス部門を切り離した光アクセス会社を設立し一元的に基盤整備を進める構想は大賛成であり都市部以外における光回線環境を実現することは地方活性化・過疎化対策の点においても意義が大きい。</p> <p>現在の補助金ばら撒きによる公設民営方式においては地元経済界の力関係により事業者決定されることや通信事業者が限定されることから必ずしも住民が望む通信サービスが提供されているかは疑問であり、全国民が都市部であれ中山間地であれ等しいサービスを受けることができることができるためには全国一律の仕様によるアクセスインフラ整備は必須である。</p> <p>この通信インフラの統一により、ネット接続事業者の競争が進みより充実したサービスがより安価に提供されるのは想像に難くない。</p> <p>ただしアクセス会社については民営化前の日本電信電話に相当する巨大メガキャリアとなるため、インフラ選択において恒常的な競争状態を維持し低廉なサービス提供を実現することは非現実的に思われる。</p> <p>この点については強力な行政指導を以って、(国民に新しい光インフラが当たり前のものとして根付くまで)、あるべきアクセスインフラ価格の維持管理が行われることが必須と思われる。これが行わなければ、時代に逆行し民営化前の日本電信電話を再現させることにもなりかねない。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	5ページ目 ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータル維持費を大幅に削減すること…… 6ページ目 以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり……
上記の意見内容に対する再意見	<p>私は1歳半の息子を持つ主婦です。現在自宅のインターネット環境としてはADSLを使っております。ADSLは速度が遅くて、できれば高速な光インターネットを利用したいのですが、まだまだ料金が高く、勿体無いのでADSLで我慢しています。光インターネットの料金が高止まりしている理由はいろいろあるかと思いますが、もしメタル回線の維持費負担が大きいならば、メタル回線は廃止して維持費を減らせば良いと考えますので、この意見に賛成します。</p> <p>また、光インターネットが整備されるのは喜ばしいことですが、多額の税金を投入するのは本末転倒だと思います。国の借金がまた増えてしまいます。光インターネットを整備していくための費用については、税金の投入はなるべく少なくして頂きたいと考えます。それ故、アクセス回線会社に公的資金を使わなくて良いというこの意見に賛成します。</p>	



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	まず、「光の道」整備の際に、各世帯にWi-Fi 機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015 年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。 弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。
上記の意見内容に対する再意見	<p>私は教育関係に従事する者であり、その点から、「光の道」に関心を持っております。このたび提出された意見を拝見した中で、感じたことを再意見として提出させていただきます。</p> <p>まず、ブロードバンドがどこでも利用できる環境が整うことは大変喜ばしいことであり、また、それが安い料金であればなおよし、ということはありません。</p> <p>しかしながら、ソフトバンクグループの提案をみると、無料で提供すれば、結果として普及するだろうといった、一方的な目線を感じ、非常に危ういものを感じます。</p> <p>というのも、これまで教育界には、ハード・ソフト問わず、多様な試みがなされてきた中で、現場感覚とは乖離したところで施策が検討・実施された結果として、その試みが失敗に終わったり、ほとんど成果を出すことなく形骸化したものが多数あるからです。</p> <p>確かに、ご提案のような電子教育によって、臨場感あふれるコンテンツが供給されれば、教育の活性化につながる可能性はあると思います。しかしながら、現在の教育問題の解決策として、現場で求められているのはそのようなコンテンツなどでしょうか。教育問題を論じる場でないと認識していますので詳細は割愛しますが、私見としては、コ</p>	

ンテンツが解決してくれる問題はごくわずかと考えますし、おそらく多くの教育関係者もそうでしょう。

ソフトバンクグループのような民間企業が教育問題にフォーカスされること自体大変すばらしいと思いますが、それがブロードバンド普及という結論を導くための安直なご提案だとしたら、これまで行政等が失敗してきたことと同じだと思うのです。もし教育問題を真摯に考えていただけるのであれば、むしろ民間ならではの、実効性の高い方策を導きだしていただければ幸いです。

まして、国の情報インフラを整備する目的の一つとして電子教育をあげておられますが、そのような重大な決定に際しては、まず電子教育自体の有効性・必要性を吟味する必要があると思います。もちろん、提案にあった他の公的サービス(電子医療・電子行政)も具体的かつ明確にその内容や効用を示していただいた上で、インフラ整備の必要性やその時間軸を論じるべきだと思うのです。

末尾になりますが、前述の懐疑的な所感は、あくまでも、2015年という期限を設けてそれまでに公的サービス・情報インフラの変革をやりきってしまうというご提案を聞いて思うことであり、これが長期的将来像やひとつのトライアルといった話であれば、全く賛同です。似たような意見も多数あったかと思いますが、本件が政策的に結論づけられ、計画的に実施されるべきテーマか、目指すべき方向性として示しつつも、期限等を定めず利用者や市場のニーズに応じて実現されていくものなのか、ソフトバンクグループはもとより、国や各通信事業者はしっかり考えていただきたいと思います。ソフトバンクグループの提案どおりになれば、我々国民の負担はないそうですが、破たんすれば多額の公費が必要となることは容易に想定される話ですので、一国民としては、本件は後者(ニーズ次第)で進めるべき話だと思います。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル、 ソフトバンクテレコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見	過去の NTT の分離分割が市場支配事業者への優位性解消に有効に機能しなかったことも踏まえ、上記意見内容に賛同します。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>光サービスで世界最高水準の速度と普及率(利用率)を実現してきました。</p> <p>光ブロードバンドについても、既に90%の世帯でご利用いただける環境が整備されている中で、ブロードバンド全体の世帯普及率は約65%(その半数は光ブロードバンドで提供)という状況を踏まえると、光を敷設すれば利用率が100%になるというのではなく、「光の道」実現に向けて重点的に取り組むべきことは、未だブロードバンドを利用していない35%の方々にご利用いただくために、ブロードバンドによりどのようなサービス等を実現するかということにあると考える。</p> <p>機能分離や構造分離は、時間とコストがかかることから、ブロードバンドの普及をかえって阻害するものであり、ユーザ利便、イノベーション・投資インセンティブ、経営の効率性、企業価値等の観点からも課題が多く、取るべき選択肢ではないと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>「重点的に取り組むべきことは、未だブロードバンドを利用していない35%の方々にご利用した頂くためのサービス等を検討する必要がある」との意見ですが、それよりも世界最高水準とおっしゃっているFTTHサービスが世帯普及率の半数しか普及できていないことが問題にはならないのでしょうか。</p> <p>世界最高の技術を誇っていて、90%の世帯で利用できる環境があるのに、半程度しか普及しないという状況自体が現在の市場を捉えられていない魅力がないサービスになってしまっているのではないかと考えてしまいます。</p> <p>私自身も利用料金が高いためFTTHではなくADSLを利用しています。利用料金について諸外国と比較されても実感が湧かないですし、90%もカバー率があるのであれば、設備投資も初めの頃より下がっているはずなのに未だ大幅な値下げになっていないことも疑問です。それでいてコストの詳細を公開できないのであれば利用料金の妥当性すら判断できません。また、ソフトバンクの国費ゼロも言い過ぎかもしれませんが、情報公開がなければ光の道の議論も進まないのではないのでしょうか。</p> <p>やはり改善するには平均で50%以上のシェアを占めている現状から脱却し、FTTHの市場においても他社との競争の促進が必要になるのではないのでしょうか。</p>	

	<p>同じケースが当てはまる程簡単ではないかもしれませんが、携帯電話でも競争が激しくなり、大幅に利用料金は下落しました。その上で高収益をあげることができていることから競争は必要と考えます。</p>
--	--

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(1) 今後の議論の進め方 「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生活の在り方に直結する重要な政策であり、政策決定にあたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠と考えます。今回、このような形で意見募集が行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論にはなっていないとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。
上記の意見内容に対する再意見	メタル回線はもともと国民の資産(施設設置負担金)であるため、その扱いについては国民の意見を広く取り入れる方法(インターネットライブ中継、双方向討議等)を十分活用して国民の意見を広く取り入れることに大きく賛同いたします。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	イ. 光利用率向上について 二重設備解消を目的としてメタル回線撤去を同時 に行うことから、「光の道」整備完了とともに現在の 1,000 万の ADSL ユーザ等が光ブロードバンドサービスに自 動的に移行することになります。この結果、有料の光ブ ロードバンド利用率は、現在の約 33%から約 60%に上 昇します。
上記の意見内容に対する再意見	メタル維持費は今後悪化すると共に光整備への普及を遅 らせる原因になるため。 また離島など僻地への整備も国全体として取り組むべき 利用方法の提案ももっとするべきでもある。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」 構想に関 する意見 募集にお いて提出 された意 見	意見 番号	269
	意見 提出 者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出さ れた 意見 内容 (該当 部分)	電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを經由して、すべての世帯において無料で利用可能とするものである。
上記の意見内容に 対する再意見	<p>賛成である。</p> <p>現在の衰退の方向に向かいこれを何とか食い止めなければならない。そのためにも、地域格差、所得格差によるを政府に頼るだけでなく、民間企業の知恵で克服するという意見は傾聴に値します。日本の貧困率は16%前後となり、また、学生の卒業後登就職難と何とも暗い影が忍び込んでいる。所得格差は、貧困の連鎖になる、所得格差を教育格差になることを避けなければならないと思います。最近ではブロードバンド料金も負担となる世帯が増えていることも考えると上記提案については賛成であります。昨今、NPO など教育格差是正のための社会企業家の活躍が取り上げられる機会がありますが、これらの活動と組み合わせて、今度のよりよい環境づくりのきっかけとなるのではないかと期待しています。「光の道が希望の光となる」</p>	



# 光の道が希望の光

- 電子教科書を利用した教育格差是正
- 教育コンテンツの充実

⇒リタイア世代のNPO寺小屋運営のサポ

- ①余暇と生活の余裕のあるリタイア世代が社会的存在を感じられることと
- ②生活に余裕のない家庭の教育格差問題とをコミュニティ(NPO活動)を通して解決していく



社会全体の生産性の向上



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	その他(1)今後の議論の進め方
上記の意見内容に対する再意見	国民を巻き込んだ議論に賛成です。今や高速ブロードバンドは光化が当たり前の時代であり、新規参入障壁は取り払うべきであると考えます。競争もなく高い回線費用を払う事は利用率の向上にも繋がりません。是非、オープンで色々な意見を集め、国民が安く情報サービスの提供が受けられる基盤のあり方を議論して頂きたいと思います。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	「本設備構築については、5 年間での実現可能性と収益性に係る検証が必要となりますが、前者については、工事の効率化により、期限内での対応が可能であり、後者については、メタル回線の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能」
上記の意見内容に対する再意見	意見提出者の上記の考えは、試算上での実現性をあらゆる角度から、他の「意見」よりも具体的に示しています。「光の道」構想を完遂させるためには、より具体的で実現可能性の高い方策が不可欠であると考えます。そしてその方策が国民一人一人が理解できるもの、受け入れられるべきものでなければなりません。その点についても、公的資金の投入無しを前提とした効率的な敷設計画＝メタル回線を光回線にすべて変えることで、メタル回線の維持費を無くすという方法は、非常に賛同できる。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤のあり方 (1) アクセス回線会社の設立 (2) 光アクセス基盤 100%整備に要する 2.5 兆円の内訳 (3)5 年間で工事が完了する根拠 (4)タル回線撤去の必要性 (5)アクセス回線会社の資金調達 に賛同致します。
上記の意見内容に対する再意見		従来の発想から大きく、転換した考え方であり、今独占している NTT 東西の光網を効率的に更に推し進めるためには、良い案であると考え。 資金調達や達成期限についても、全く具体性がないとは言い切れないし、これからの日本の財政を考えるとチャレンジする価値は十分あると思う。 今まで、技術は進んでいるが、国際スタンダードを勝ち取れなかった日本の携帯電話市場。これからはコンテンツをよりよく活用して情報立国を目指すには、より一掃の光網を構築して行く必要があり、その上で、世界で競争力ある社会情報基盤を目指すことは、これからの日本の国益になると考える。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	全文
上記の意見内容に対する再意見	光回線の必要性→実行出来る根拠において、正当性が一番高いと思う為、指示	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明 らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社 の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることと なり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は 解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に 公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全 な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考え ます。
上記の意見内容に対する再意見	NTT は構造分離だけでなく、資本分離も必要だとおもいま す。公平な競争社会が、消費者が最大のメリットを享受 できます。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見	公的資金の投入なしに光アクセス基盤100%整備することは、非常に重要と思います。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	37
	意見提出者	個人
	提出された 意見内容 (該当部分)	市民生活を豊かにし、地域経済発展という観点からは、超高速ブロードバンドの整備は必要不可欠であり、整備エリアを拡大していくことについては、異論のないところである。
上記の意見内容に対する再意見	<p>地域発展のメリットがあることは確かだろうが、基盤整備については、地域住民のニーズを十分に把握した上で、その費用対効果を判断すべきである。もしも未整備エリア整備の波及効果が大きければ住民ニーズと別個の判断もあり得るが、その判断は慎重に行い、その場合の整備コストは国民が幅広く負担すべきである。</p> <p>また、未整備エリアについて、どの程度のブロードバンド環境が必要かという点も慎重に検討する必要がある。情報技術の分野は変化のスピードが速く、また変化の方向性も予測が難しい。したがって、特定の技術を前提にした、あるいは特定の予測に基づいた政策判断は、将来の発展を大きく損なう可能性があるし、特定の方向に競争を誘導することも、結果として将来の国益を損なう可能性もある。競争環境の整備は重要であるが、それぞれの事業者の自由な選択と創意工夫を促進する方向で整備し、予想もできなかったようなイノベーションを生み出していくことが望ましい。</p>	



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	全般
上記の意見内容に対する再意見	<p>ソフトバンク3社からの意見は、非常に具体的でぜひ実現してほしい意見だと思う。</p> <p>私の実家は過疎地域でいわゆるブロードバンド後進地域ですが、「光の道」構想によりブロードバンドの恩恵を受けることができるのではないかと期待しています。</p> <p>実際の提案内容の中では、構想にかかると予想される金額も具体的に示されており、われわれユーザーも低料金での光インターネット利用ができるのではないかと期待しています。</p> <p>上記のとおり、ソフトバンク3社からの意見は、非常にいい意見だと思う。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<ul style="list-style-type: none"><li>・超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方について</li><li>・超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方について</li></ul>
上記の意見内容に対する再意見	ソフトバンク社の意見について賛同します。 現在光整備が遅れている過疎地や島しょ地区についても光化を推進することで全国一律のサービス提供が可能となり利用者の利便性が向上するため	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	【光アクセス基盤整備の在り方】 公的資金に頼らず、民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索すること
上記の意見内容に対する再意見	<p>公的資金ありきで事を進めると、日本の財政難の状況下では政治的な判断により、光アクセス環境の地域格差が生まれる事になる。民間であればコスト意識を持ちながら社会的評価判断の中で事業を考え構築されるため、地域バランスを考えながらスピードを持った環境構築がされると思われる。</p> <p>もし、公的資金で実行することになれば、社会保障・景気回復に優先すべきと判断し、光アクセス基盤整備自体が先送りとなるが見えており、実現出来ない訳ではないが、いつになるか見通しが見つからない。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル、ソフトバンクテレコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見	<p>国民が等しく情報アクセス権を得ることは、今後ますます高齢化、過疎化が進む超高齢化社会において最低限必要な要件であると考えます。</p> <p>今は限られた教育、医療など限られた用途がアイデアとして出されていますが、可能性は無限大だと思いますのでソフトバンク案には賛成いたします。</p> <p>またこの社会インフラを活用することで、経済効果や地域活動が活発になることも予想できるため日本国全体において得られる利益は大きいものであると考えます。</p> <p>一方 NTT ですが現在の姿が社会に貢献するという企業の存在意義を全うする最善ではないと思います。分社化を含め市場原理が働く環境、法整備の議論はあつてしかるべきかと考えます。既得権益があるなどの批判がある中 NTT はオープンに議論に参加すべきと考えます。それが NTT 社員を含め日本国民の将来の幸せにつながるのならば。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	199
	意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	提出された 意見内容 (該当部分)	ソフトバンク殿は、全国一律で効率的なインフラ整備を推進するアクセス回線会社であれば採算性は確保可能とし、光回線は月額1,400円で提供可能と主張されていますが、このような非現実的かつ不十分な試算に基づく政策判断は是非とも回避する必要があると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>「光の道」構想について、議論がさまざまある中で、数字で議論でき、一番、答えを明確にだすことができるのが、このアクセス回線会社の提案だと思えます。</p> <p>NTTが数字の提案に対して、数字で回答すれば、議論が1歩前進するはずで、なぜはぐらかすような回答ししないのか。NTT Docomoは、どのような情報・理由から「このような非現実的かつ不十分な判断」と主張されているのか。このままでは、いつまでも議論が平行線をたどることが予想されますので、是非、構成員の先生方及び総務省の関係者の皆様から、追及をして頂けたらと思えます。</p> <p>企業情報で具体的な数字は公開できないということでしたら、どのような費用項目が抜けているのか、どこの考え方が間違っているのか、だけでも回答があれば、議論がかなり進むと思えます。</p> <p>また、「インフラ整備」が先か、「利活用の促進」が先か、という議論も、よく聞きますが、2者択一の問題ではなく、両方推進すべき事柄だと思えます。その上で、あえてどちらに優先順位をおくかという話であれば、「インフラ整備」であると考えます。</p> <p>その理由として、なぜ利活用が進まず、インフラ整備率90%に対し、FTTHへのサービス加入率が30%しかないのかと言えば、価格の高いFTTHを入れてまで、受けたいサービスがないからである。なぜ、そのようなサービスがないのかと言えば、事業者側がFTTHを活かしたサービスを作れないからではなく、一定以上のサービス品質を確保するために、大多数のユーザーが満足できる程度にサービスレベルを合わせているからである(FTTH向けの</p>	

サービスをADSLでは対応できないが、ADSL向けのサービスはFTTHでは当然処理できる)。では、このような状態で、どうすれば、FTTHの加入率を上げることが出来るかといえば、FTTHの価格をADSLと同価格以下にする必要がある。どうすれば、FTTH価格を下げる事が出来るかといえば、競争を促進させ、価格競争を起こす必要がある。以上かなり短絡的なロジックですが、これが事実だと思います。ですが、現在の状況では、FTTHは公社時代からのストック(設備・金・人材)を活かして光を敷設したNTTのほぼ1社独占の状況であり、今後も益々独占状態が増していくことが予想されます。従って、いかにして公正な競争状態を作り出すことができるかが、国の役割だと考えます。

インフラ自体(光ファイバー自体)には、何の差別化要因はなく、道路や電線、上下水道と同様に、同じところに2つ敷設するのは、あまりに非効率です。従って、光ファイバーといった物理線は、他の公共インフラと同様に、国もしくは1社が請け負い、その上位レイヤーで、活発な競争が起こるような仕組みを構築することが非常に重要かと思えます。

一方、「利活用の推進」については、上記の通りインフラが整備され、国が新たなサービス展開を阻害する規制の見直し実施すれば、後は、民間から自発的にさまざまなサービスが企画、展開されていくでしょう。

今、日本が狙うべきは、成長機会の創出です。インフラのみ整備され、利活用が進まなければ無駄になる、また、モバイルの時代であり無線ネットワークで対応すべきだという意見もありますが、それは時間だけの問題であり、数年後、数十年後を考えた場合、情報量は膨大になり、有限の無線ネットワークで対応できなくなることは確実で、固定回線+Wifi等によるインフラ整備は、非常に重要なポイントで避けて通ることはできません。

短期的には無駄が発生する可能性もあるかもしれませんが、それを恐れて、情報革新が停滞し世界から遅れてしまうリスクの方が遥かに大きいと考えます。

是非とも、噛み合わない議論からの当たり障りのない結論ではなく、日本の成長戦略を十分に考慮した上での、本質的な議論を関係者様には期待しております。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	以下の3点について賛成意見を述べたい。 ① 民間主導による効率的な整備スキームの構築 ② NTT 東西のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社設立 ③ 電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの無料提供
上記の意見内容に対する再意見		<p>① これまでも山間部や離島などの過疎地域に対して、公設民営方式でのブロードバンド整備が実施されてきた。しかしながら、意見番号 232 にみられるよう、超高速ブロードバンドカバー率を 100%実現した地域でも利用率が 25%に留まるなど、インフラ整備後に利用率向上を積極的に推進できていない現実がある。これは、もともとの事業資金の大半を政府及び自治体の補助金によって賄ったために、利用促進を追及してその後の利益創出を図るインセンティブが働かない事に起因すると考えられる。この状態を是正するためには、100%純粋な民間資金によって投資事業を遂行する必要がある。</p> <p>② ①の民間事業者にはNTT 東西アクセス部門が適当と考える。(以下、アクセス地域のブロードバンドインフラの担い手としては、CATV 事業者や電力系 NCC も大きな役割を果たしており、過疎地域のブロードバンド化を全て NTT 東西アクセス回線部門が引き受ける事は、当該地域における現状の NTT 採算性を鑑みても不可能に等しい。そこで、CATV 事業者や電力系 NCC を主体としたインフラ整備を図りつつ、それらの事業者に対して投資インセンティブとなる資金援助、資材調達・設計構築スキルの提供を NTT 東西アクセス部門を母体とするアクセス回線会社によって実施する。また、上記体制によって整備されたアクセス回線を他事業者が活用する際、多数の異なるサービス規格・技術規格が存在しているは利用促進を促すことができない。このため、規格・契約・手配・運用の一元化を担う役割をアクセス回線会社が負う事が必要となる。</p> <p>③ ①でも触れたように、ブロードバンドインフラの整備が整ったところで活用方法がなければ本「光の道」構想の議論は本末転倒となる。そこでいかにして個別のユーザ(特に IT 利用に関して消極的な層をターゲットに据えるべき)を、ブロードバンドイ</p>

	<p>インフラの活用に誘導するかが鍵となる。逆説的であるが、ブロードバンドインフラ活用の最もハードルとなり得るものはサービスの利用料金であり、これを解決する手段として最も活用すべきなのが政府及び自治体の補助である。これまでの地域ブロードバンド化事業においては、インフラを自治体が補助金によって整備してそれを活用するサービスを民間が担う、まさに「公設民営」モデルが主流であったが、今後は主体を逆転させた「民設公営」モデルも一つの選択肢となり得ると考える。</p> <p>以上</p>
--	--



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	「ア.光アクセス基盤整備の在り方」内よりNTT 東西から該 当部門より構造的に分離した民間整備運営会社を設立 する・・定義について。
上記の意見内容に対する再意見	NTT の持ち合わせる知識及び技術を駆使して環境整備 に向かう事は賛成だが、構造的に抜粋した企業構成で は民間企業であってそうではない感が拭えない。当形 態に基づき「アクセス回線会社」の新設を唱えるのであ れば、株式・資本についても抜粋した民間企業の新設 が望ましい。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(5) アクセス回線会社の資金調達 弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯へのWi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に賛成。 WiFiを利用することで通信コストを大幅に軽減できる可能性がある。だから必要である。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤整備の在り方全般
上記の意見内容に対する再意見	<p>民間主導による効率的なインフラ整備ができるならその方が良い。安易な公的資金利用には反対。この点において SB 案に賛成。</p> <p>また NTT 東西と構造分離し資本関係のないアクセス回線会社を設立する案については、事業者間競争の公平性、競争活性化による光ブロードバンドが低廉化の点で賛同する。</p> <p>低廉化という部分はユニバーサルサービスとしての光の道には不可欠であり、国内のデジタルディバイド緩和の一助となると考える。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	そもそも、これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見	もっとも至極であり、必要不可欠と考えます。 検討の余地あり。 経済の活性化にも繋がります。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要</p> <p>東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本とします</p> <p>構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります</p>
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に賛同する	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>P.2</p> <p>ア. 光アクセス基盤整備の在り方</p> <p>基盤インフラの整備にあたり最も重視すべきことは、いかに効率的に整備を行うかという点です。特に、現在超高速ブロードバンドが未整備の地域は、山間部や離島等が多く、一般的に情報通信基盤整備にコストがかかると思われる地域です。これまで、採算の合わないこれら地域については、国の支援を受けた地方自治体が整備を行い、民間事業者に対し、IRU に基づき貸し出しを行ういわゆる「公設民営方式」の採用が第一に検討されてきたところであり、タスクフォースにおいて整理された「「光の道」構想実現に向けて－基本的方向性－」(以下、「基本的方向性」という。)の中でも、当該方式の活用について触れられています。しかしながら、現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。</p> <p>弊社共としましては、以上の基本的な考え方に基づき、タスクフォースヒアリングにて、望ましい光アクセス基盤整備方法を述べさせて頂いたところであり、その概要は次のとおりです。</p> <p>まず、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回</p>

		<p>線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本としますが、当該整備に係る設備投資額は約 2.5 兆円と試算しています。(詳細は後述)</p> <p>また、本設備構築については、5 年間での実現可能性と収益性に係る検証が必要となりますが、前者については、工事の効率化により、期限内での対応が可能であり、後者については、メタル回線の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能と弊社共は考えています。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>上記部分について支持いたします。インフラ整備は特定企業の利益に供与すべきでなく、収益性の追求は当然必至と考えます。</p>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社他
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤整備の在り方について、特に以下の部分 に賛同いたします。 ・アクセス回線会社の設立 ・メタル回線撤去の必要性
上記の意見内容に対する再意見	<p>・ アクセス回線会社の設立について 既存の大部分のインフラを所有する NTT 東西会社において、独占的な運用管理が行われています。この状況では事実上の競争原理は発生しません。これはアクセス会社を設立した場合も同様ではありますが、その上位レイヤに位置するコンテンツおよび各種サービスについて、独占的な提供を防止し、本当の公正競争が実行され国民の利益につながるのではないのでしょうか。あわせて、既存の NTT 東西会社における運用の基本から脱却できなければ、その既存権益をも関連会社等高コスト体制からの脱却も難しくなります。これらを解決し、元々国民の財産であった既存インフラを適切な国民主体の環境下に配置し、公平に各団体や個人が利用出来て初めて国家的な国民目線の情報インフラが誕生するものと考えます。</p> <p>・ メタル回線撤去の必要性 本意見のとおり、メタル回線を残すことは、実際設備の二重管理を必要とし、また故障確率を飛躍的に上げてしまいます。故障の場合でも、光ケーブルに対して、メタル回線はその品質基準が曖昧であり、故障箇所の特定制が困難であったり、混信等の外部からの影響障害に対応が難しい等の問題があり、また通常利用の品質についても(現在の adsl 等の距離による速度差等)、その品質差による不公平は著しいものがあります。こういったことの解消は、光回線であれば飛躍的に解決する事が可能であり、また安定したインフラの提供につながります。あわせてメタル回線の保全運用コストによるテクニカルな人件費抑止にも大きく寄与するものと考え、工事・保守・管理を総合的に考えると、本意見の結果が得られるものと思われま</p>	



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	256
	意見提出者	日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	基盤整備はあくまでも民間ベースの設備競争が基本ですが残り約 10%のブロードバンド基盤の整備については、主に不採算エリアにおける整備であり、これまでの政策どおり、政府・自治体の整備により補完することが必要です。
上記の意見内容に対する再意見	残り 10%のエリアが、不採算エリアであることは、上記意見書にもあるとおり、誰もが認めるところだと考えます。その上で、上記意見書では、そのエリアに対するブロードバンド基盤の構築は、現在の競争環境では、企業による構築だけでは限界があり、政府等の協力が必要と述べております。その様な方法で残り 10%のエリアにブロードバンド基盤を構築した場合、税金等の投入が不可欠となるが、このような税金の使い方は、税金の性質上、受け入れられるものではありません。民間の力による 100%のエリアに対するブロードバンド基盤を構築できる方法を提示している企業があるのですから、その提示内容を徹底的に分析し、反論があれば、数字等の根拠で議論すべきと考えます。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No269
	意見提出者	
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>現在の光回線工事は個別ユーザの申し込みごとに行っており、ユーザの指定する場所が離れていることや施工時間が合わないことも多く、1日の工事件数に限界があります。しかしながら、地域を指定し、一定の期間において一括で工事を行うことで、1施工班当たりの1日の工事件数を3件に増やすことが可能となります。</p> <p>施工班が年間240日勤務を行うと仮定した場合、1施工班当たり年間720件の工事が可能となりますので、5年間で4,200万回線を整備するためには、施工班は約12,000班必要となります。1施工班の編成は工事従事者2名＋ガードマン1名を基本として考えていますが、現在、全国の電気通信工事従事者の数は約14万人となっており、12,000班の編成が十分に可能な規模であると言えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>これまでの経験から電気通信回線工事の特徴を上げるとすれば以下の3点が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①工事計画・施工にあたっては、道路管理者等との調整・折衝が必要となり、自己都合のみで工事を実施することが出来ず、相当の稼働・期間を必要とする。</li> <li>②各家庭に引き込む回線工事は、その立地・作業環境によって多様な工事方法を取らざるを得ず、工事の標準化が難しい。</li> <li>③ネットワーク品質を確保して良好なサービスを提供するためには、国家資格である工事担任者資格を有するとともに、日進月歩で進展する技術に対応できる技術者を育成し確保する必要がある。</li> </ol> <p>具体的には、①②に関して言えば、 光の開通を行うには、NTTの交換局から各家庭まで光を布設するが、そのためには「アクセス回線工事」と「各家庭に光を引き込むための工事」が必要になる。 アクセス回線については、計画段階では「工事を行う上で必要となる道路・私有地の占用又は使用許可申請と折衝」、「多種類の物品手配」等、また、工事実施段階では「工事を実施するための道路使用許可の取得」、「トラブル防止のための工事ルートに住人への工事説明会開催」等が必要であり、相当の稼働と時間を要するのが一</p>

般的である。

アクセス回線から各家庭に引き込む光ケーブル工事では、「工事日時の調整」、「工事日当日の不在による手戻り」、「地域によっては冬季における工事不可」等の課題があり、地域指定で工事を行う場合にあっては、意見内容のように手際よく工事を実施することは難しいと考える。

③に関して言えば、

短期間で大量の工事を実施することを前提にすると、端末工事に必要な国家資格である工事担任者資格の取得を含め、大量の光技術者を育成する必要があるが、育成の場の確保が大きな課題になると想定される。さらに、育成した大量な工事従事者に対して、工事完了後の処遇を如何にするか等の課題も考えられ、光技術者を一朝一夕で育成・確保することは難しいと考える。

上記以外にも短期間で工事を実施するための課題は多々想定されるが、これまでの光工事の経験を踏まえた上述の課題のみを考慮しても、4200万の光開通を5年間で実施することは実態とは大きく乖離した計画と考えられる。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(1) アクセス回線会社の設立 現在の世帯カバー率90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分がNTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富なNTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		そもそも NTT に毎月支払っている 1400 円の基本料もい かがなものかと思う。アクセス回線会社を設立し公正な 競争による適正な料金体系を見直すべきと考える。

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	メタル回線撤去の具体的な効果としては、現在メタル回線の維持費として約7,600 億円、光回線の維持費として約3,100 億円、合計1兆700 億円の費用が年間で計上されて6いるものを光回線分のみにする事ができるため、維持費が年間約5,200 億円で縮小します。結果として、約5,000 億円の費用削減が可能となります。
上記の意見内容に対する再意見		この試算は説得力があり、削減できた費用を教育、医療 など有効に活用できると思う。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT グループ各社の主張している光ブロードバンド提供可能エリアが90%に達しているが、全体の光ブロードバンド普及率は33%に留まっている事に対して光の普及には魅力的なサービスを謳っているが、何故、利用料金の値下げに目を向けないのか疑問である。 ソフトバンクの提案は具体的な提案を基にADSLと同様に各社の競争原理で現行のADSL以下になると試算している。 現状、一戸建てにNTT フレッツ光を契約すると月額約6千円必要となり、高額な月額使用料金が足かせになっている事にNTTは目を向けるべきと思う。 月額6千円の料金を払うならば、ADSLで我慢して子供に公文を習わせます。</li> </ul>
記の意見内容に対する再意見		<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西は、常々国民生活や国益を重視しているようなことを記載しているが、それはグループ各社の相互依存関係と、電電公社時代に築いた巨額な基盤インフラと多額の税金と時間かけることが出来る親方日の丸体制の遺産で有り、民営化になっても抜本的な構造体制は何も変わっていない。 ソフトバンクの提案のように、アクセス部門のみならず各社の完全な資本分離を行い、各存続会社それぞれに競争環境やパートナー戦略が不可欠な環境を導入することが、民間企業としての企業価値と公益性を両立させるべきで有る。</li> </ul>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB 他
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>①メタル回線撤去を同時に行うことから、「光の道」整備完了とともに現在の約1,000 万のADSL ユーザ等が光ブロードバンドサービスに自動的に移行することになります。この結果、有料の光ブロードバンド利用率は、現在の約33%から約60%に上昇します。</p> <p>・各世帯にWi-Fi 機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>すべての意見の中でも突出して具体的である。</p> <p>①の意見の通りならば、早急にメタル回線を光回線に置き換え てランニングコストを削減するとともに、ブロードバンド化を加速すべきである。</p> <p>②NTTのリソースありきで考えるのではなく、産学官連携で自由な発想で環境整備を進めるべきである。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元

Wiley Rein LLP

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

本件意見募集手続における小職の初回意見書に述べた通り、日本は、主として民間による投資および競争の奨励に成功したことによって、超高速ブロードバンドの整備および利用において世界のリーダーとなっています。超高速ブロードバンドの整備と利用率を 100%とするという非現実的な目標を追求するために、貴省が、その下で日本がこの分野におけるリーダーとなった他ならぬ政策を変更することは、むしろ逆効果をもたらすでしょう。日本電信電話株式会社 (NTT) の高速ネットワーク設備およびブロードバンド・サービスの提供を別会社に構造的に分離し、または NTT の光ファイバーネットワーク設備のさらなるアンバンドリングを行うことは、高速ネットワークの継続的な成長を妨げ、技術革新を阻害し、ブロードバンド技術に対する日本の投資に対して萎縮効果を及ぼします。ソフトバンクの目立った例外を除いて、本件意見募集に寄せられた意見書のほとんどは、小職が初回意見書に述べた意見の一部または全部を支持しています。さらに、KDDI ならびにイー・アクセスもまた、NTT の光ファイバーネットワーク設備にさらなるアンバンドリング義務を課すこと、および NTT にその他の厄介な規制を課すことを求めています。これらの要求は、もし認められたならば、日本の消費者の利益を損ない、日本のブロードバンド基盤への投資を抑制するでしょう。本再意見書は、ソフトバンクによってなされた主張ならびに KDDI およびイー・アクセスによって提起された議論に対するものです。

提出された意見	左記の意見内容に対する再意見
<p>№. 267 【KDDI 株式会社】</p> <p>ブロードバンドの利活用を促進し「光の道」を実現するためには、冒頭に述べたように、あらゆるレイヤーのプレーヤーが多様なサービスを自由に提供できる環境を整え、競争を活性化する必要があります。そのため、他の通信事業者のみならず、アプリケーション、ソリューション等のプロバイダーが求める各レイヤーにおいて、ボトルネック設備のみならず NGN を始めとするボトルネック設備と一体となって機能する設備をオープン化し、多様なレイヤーの事業者がユーザーに多彩なサービスが提供できる環境を整えることが今後も重要である</p>	<p>I. NTT の光ファイバー網のさらなるアンバンドリングによっては、貴省が掲げる目標は達成されません。</p> <p>KDDI およびイー・アクセスの意見書は、NTT のネットワーク設備のさらなるアンバンドリングが、ブロードバンド・サービスに対する投資、利用率の向上、または成長を促進すると主張しています。しかしながら、実際には、真実はその正反対です。アンバンドリング規制を課した国々からの多くの証拠が、KDDI およびイー・アクセスの求める追加的アンバンドリングによって「光の道」が阻まれる可能性が高いことを明白に示しています。ロバート・クランドール博士、ジェフリー・アイゼナック博士、およびエヴェレット・エーリッヒ博士によって米国連邦通信委員会に提出された重要な学術論文<sup>1</sup>の中で、xDSL の整備および競争がア</p>

<sup>1</sup> Robert W. Crandall, Everett M. Ehrlich, and Jeffrey A. Eisenach, *Declaration of Robert W. Crandall, Everett M. Ehrlich, and Jeffrey A. Eisenach Regarding the Berkman Center Study (NBP Public Notice 13)*, GN Docket No. 09-51 (November 16, 2009) (“Declaration”); and Robert W. Crandall, Everett M. Ehrlich, and Jeffrey A. Eisenach, *Supplemental Declaration of Robert W. Crandall, Everett M. Ehrlich, and Jeffrey A. Eisenach Regarding the Berkman Center Study (NBP Public Notice 13)*, GN Docket No. 09-51 (May 10, 2010) (“Supplemental Declaration”)

と考えます。

ンバンドリング政策によって促進された可能性はあるものの、「強制的アンバンドリングがブロードバンドの普及を低下させ、ブロードバンド電気通信基盤に対する投資の妨げになったことを確かな証拠が示しており、次世代基盤の強制的アンバンドリングにおいても同様の影響があるであろう<sup>2</sup>」ことが明らかになりました。博士たちは、ブロードバンドの普及率が高く、またその価格が手頃な国々に共通する要素として、技術中立的であり、かつプラットフォーム間の競争が存在することを発見しました。これこそがまさに、電力会社やCATV事業者などの新しい競争相手を市場に呼び込んだ、日本の現行政策の成功の理由です。

クラドール博士、アイゼナック博士、およびエーリツヒ博士はまた、英国、米国、および韓国をはじめ、電気通信網の一部にアンバンドル規制を導入した国々を個別に調査し、ブロードバンドの利用率に関するそれらの国々のアンバンドル規制の影響を評価しました。博士達は、これらの国々において、アンバンドル規制がブロードバンドの普及に明確かつ統計的な悪影響を及ぼしたことを発見しました。即ち、「ブロードバンドの普及を説明するその他の変数を調整すると、アンバンドル規制を採用した国々では、採用しなかった国々よりもブロードバンドの普及率が低い<sup>3</sup>」のです。貴省は、この調査結果を認識されるべきであり、「光の道」遂行においてアンバンドル規制を拡大されるべきではありません。

KDDIおよびイー・アクセスは、NTTがFTTHブロードバンド市場における支配的事業者であり、この市場支配力が、貴省がNTTに対して同社の光ファイバーネットワーク設備のさらなるアンバンドル規制を課すべきもう一つの理由であると論じています。NTTが市場支配力を有するという議論は、当該市場が超高速ブロードバンド・サービスを提供する光ファイバー網のみによって定義されるという誤った主張に基づいています。しかし、正しく市場を定義するためには、消費者が代替可能と考える製品を含まなければなりません。ここで代替可能な製品には、少なくとも無線ネットワーク(現在、LTEなどの第4世代技術に移行しようとしています)、ブロードバンド・インターネット・アクセスを提供するCATV、および銅線を主体としたDSLネットワークを含むべきです。これらの技術は、それぞれが、日本の人口のかなりの割合にインターネット用ブロードバンド・アクセスを提供しています。これらの技術を考慮に入れるならば、NTTがKDDIの

#### N o. 267【KDDI株式会社】

具体的には、NTTグループは光ファイバー市場において、サービス提供事業者のシェアで約75%、設備提供事業者間のシェアでは約79%と独占的な地位を築いています。

(中略)

NTT東・西と競争事業者との間のイコールフットイングを完全に確保するためには、

##### ① 現行の接続ルールの強化

—NTT東・西のダークファイバーを含むアクセス網について、これまで以上に開放ルールを徹底するとともに、その開放状況について監視体制を強化

##### ② (①を組織的に徹底させるための)

NTT東・西の設備管理部門の機能分離または構造分離

<sup>2</sup> Declaration at 56.

<sup>3</sup> Supplemental Declaration at 9-10.



<p>といった政策を実行することが考えられます。</p> <p>No. 258 【イー・アクセス株式会社他】</p> <p>また、光インフラまでも含めた設備競争主体の市場構造によって、NTT 東西の独占化傾向（2010 年 3 月末時点で 75%まで上昇）や価格の硬直化などの課題も顕著になっていると考えます。設備競争においては先行者利益が強く働くため、今後、NTT 東西や電力系地域事業者以外の参入は見込めないものと推測します。</p> <p>更には、今後、光アクセスやドライカップといったアクセス部分の接続料の上昇の可能性もあるため利用者料金への影響が懸念され、利用率の向上を目指す上での障壁となる課題として挙げられます。</p>	<p>主張する市場支配的な立場を占めてはいないことは明白です。実際、貴省の統計によれば、FTTH接続は、ブロードバンド・インターネット・サービスに接続している 31 百万世帯のうちの約 17 百万世帯を占め、日本では 187 の異なるサービス事業者がFTTHを経由したブロードバンド・アクセスを提供しています<sup>4</sup>。さらに、日本には1億人近くの携帯電話インターネット・サービスの加入者が存在します。これらの事実を考慮すれば、現実のブロードバンド市場の明確な姿が立ち現れ、NTTが市場支配力を有していないことが明白になります。</p>
<p>No.269【ソフトバンク BB 株式会社他】</p> <p>前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行の ADSL 以下になるものと想定しています。</p>	<p>II. NTT の事業の構造分離は日本の消費者の利益になりません。</p> <p>ソフトバンクは、その意見書の中で、NTT の光ファイバー網事業を同社のインターネットアクセス事業から構造的に分離することによってブロードバンドの整備および利用が促進され、コストが削減され、日本における公正な競争環境が整うと主張しています。しかしながら、ソフトバンクのこの主張は、事実無根です。</p> <p>電気通信事業者の構造分離がブロードバンドの整備率および利用率に悪影響を及ぼしかねないということは、世界中で確認されています。本件の初回意見募集以降に公表された重要な学術論文である、「電気通信網の垂直分離：5カ国からの証拠<sup>5</sup>」が、この点を明らかに証明しています。この論文は、垂直分離および垂直統合の基礎となる経済理論を分析し、この分析を英国、オーストラリア、イタリア、ニュージーランド、およびスウェーデンにおける垂直分離の最近の歴史に適用しています。この論文の著者達は、これらの各国で、政府によって義務付けられた構造分離制度の強制実施後、ブロードバンド普及の成長率が低下し、またはせいぜい現状を維持するにとどまったことを確認しています。この論文はソフトバンクの主張を明確に否定しており、「通信網の強制的な垂直分離は経済効率を低下させ、技術革新を減速</p>

<sup>4</sup> Masaru Fujino, *Law and Policy for Broadband Deployment in Japan*, at 7 (April 8, 2010) available at [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/eng/presentation/pdf/100408\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/eng/presentation/pdf/100408_1.pdf).

<sup>5</sup> Robert W. Crandall, Jeffrey A. Eisenach, and Robert E. Litan, *Vertical Separation of Telecommunications Networks: Evidence from Five Countries*, 62 Fed. Comm. L. J. 493 (2010).

させ、この分離を強制実施した市場のパフォーマンスの足を引っ張るという命題の、論理的かつ経験的裏付けが存在する。同様に、垂直分離によって促進されることが想定される強制的アンバンドリングもまた、市場のパフォーマンスを損なうことが示された<sup>6</sup>」ことを確認しています。この研究論文ならびに小職の初回意見書の中で提示した証拠を考慮すれば、NTTの設備の構造分離は日本国民にとって有害であり、超高速ブロードバンド技術の整備または利用を阻害する可能性が高いことが明らかです。

さらに、日本は既に、世界の大半の国から羨望される超高速ブロードバンドの整備および利用率を誇っています。実際に、日本の有線ブロードバンド・サービスがFTTHシステムを経由して配信される割合は、他のどのOECD諸国よりも高いのです<sup>7</sup>。日本がこの分野においてこの成功を達成できたのは、設備競争ならびにオープンな競争への参入の賢明な奨励によるところが大きいのです。日本がその下でブロードバンド産業において世界のリーダーとなった他ならないこのシステムを、もし、NTTに同社の事業の分離を強制されることで、貴省が大幅に変更されるのであれば、賢明とはいえません。

実際、構造分離の悪影響を考慮すれば、貴省は、NTTとNTTドコモのサービスの統合および共同提供を禁じる現行の制限を撤廃すべきです。この制限は、市場の非効率を招き、日本の消費者ならびに企業の利益を損なっています。現行の制度の下では、NTTの競合他社は無線通信会社と有線通信会社が一体となって事業を行うことが認められており、これによってより効率的な経営および事業形態を活用することができ、プラットフォームをまたがるサービスを一括して提供することによって、日本の消費者および企業に、全体としてより低価格を提供することができます。このようなバンドル・サービスの提供は、消費者にかかる費用を低減し、全体的な顧客経験価値(カスタマー・エクスペリエンス)を向上させます。さらに、企業向けにバンドルされたサービスは、日本企業の全体的な費用を削減し、国際的な競争相手に対する競争力を高めます。NTTおよびNTTドコモのサービスのこのような統合および共同提供は、日本経済の競争力を高め、日本の消費者および企業にとっての利便性を向上させることで、日本経済に役立つことは間違いありません。貴省は、有害で反競争的

#### No. 267【KDDI株式会社】

総合的な市場支配力に着目した新たな競争政策の導入を早期に実施すべきと考えます。

具体的には、固定・移動等のサービス市場毎に市場支配力を認定し、現状のアンバンドル規制や接続料規制に加えて競争状況に応じた適切な事前規制を発動し得るように制度を整えることが必要です。(例:市場支配力を有する事業者によるFMCサービスの提供、グループ会社間での人事交流や顧客情報の共有、子会社を通じた事実上の規制適用回避等を禁止)

#### No.258【イー・アクセス株式会社他】

従来のボトルネック設備に対する規制の他に、複数市場に跨るNTTの総合的なグループドミナンスにより着目し、また現在のNTTグループの組織や業務実態に対応する、累次の公正競争要件に関する整理と再構築を行うことが急務であり、総

<sup>6</sup> Id. 538.

<sup>7</sup> Scott J. Wallsten and Stephanie Hausladen, *Net Neutrality, Unbundling, and their Effects on International Investment in Next-Generation Networks*, Technology Policy Institute (March 2009) at 93.

<p>合的な市場支配力(SMP 規制)と共に検討することが必要と考えます。</p>	<p>な現行の構造分離規制を廃止され、NTTに競争相手と同等のルールの下での事業運営を許可されるべきです。</p>
<p>No.269【ソフトバンク BB 株式会社他】</p> <p>弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。</p> <p>このような弊社共の提案に対し、超高速ブロードバンドの需要がない地方部はメタル回線を残した方が合理的とする意見もありますが、メタル回線の中でも、特に地方部のメタル回線の施設保全費は回線長等の関係から都市部に比べて高額になっており、NTT 東西殿アクセス回線部門の赤字のほとんどが地方部で発生していることを考慮すると、地方部のメタル回線こそ、光回線への置き換えが急務であることは明白です。</p>	<p>III. NTT の銅線網の強制撤去は、高コストの事業であり、その決定権限は貴省ではなく NTT の株主にあります。</p> <p>ソフトバンクは、同一地域に光ファイバー設備が敷設された後、NTT に銅線を基盤とした既存の電気通信設備の撤去を義務付けるべきであると論じています。ソフトバンクは、これらの設備の強制撤去は経済的に効率的であり、光ファイバーを基盤とした超高速ブロードバンド・サービスの利用をより多くの人々に促すであろうと論じています。しかしながら、ソフトバンクは、この主張を裏付ける具体的な証拠を提供していません。もちろん、xDSL が消滅すれば、消費者は他のブロードバンド技術に移行せざるを得なくなるでしょう。しかし、このような移行を強制することは、消費者利益に適うものではなく、国民にとって非常に破壊的であり、かつ混乱をもたらすものです。貴省の統計によれば、日本の世帯の 98.6%がブロードバンド・サービスを利用可能であり、日本の世帯の約 90%が超高速ブロードバンド・サービスを利用可能となっています。このことは日本の大半の地域でブロードバンドについての複数の技術およびアクセス方法が利用可能であることを示しています。それにも関わらず、日本の世帯の 30%超しか超高速ブロードバンド・サービスに加入していません。日本の消費者が、多くの場合、利用可能な超高速ブロードバンドを利用しない選択をしているという事実は、日本が世界でも最も成熟した、開放的なブロードバンド市場の一つであり、日本の消費者が限られたリソースをどのように使うかという意思決定を自ら行っていることを立証しているに過ぎません。</p> <p>ソフトバンクはまた、数千マイルにも及ぶ銅線設備の撤去に関連して発生する著しい費用を無視しています。自由主義市場において、既存の銅線網の撤去は、貴省またはソフトバンクのような競合他社によって決定されるべきではありません。むしろ、これらの設備を所有し、それらに投資する者が、顧客の必要性を独自に分析した上で決定することを許されてしかるべきです。</p> <p>最後に、ソフトバンクは、既に FTTH 市場に参入することを法的に認められています。実際、今日日本には、FTTH 経由でブロードバンド・サービスを提供する、187 の異なるサービス事業者が存在します。しか</p>

	<p>し、ソフトバンクは、大部分において、この活発で強固な市場に、設備ベースで参入することを差し控えることを選択しているのです。この事実は、銅線インフラの廃棄というソフトバンクの提案が、政府の命令によって、他の光ファイバー事業者にソフトバンクのネットワークを援助させようとするものに他なりません。</p>
<p>No.269【ソフトバンク BB 株式会社他】 全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。</p> <p>No.269【ソフトバンク BB 株式会社他】 世界の国々においても、「光の道」同様、情報化社会の進展を見越し、超高速ブロードバンドネットワークの整備を政府が主導して進めており、国際競争力の観点からも、日本がそれらの国々に遅れをとるわけにはいかないと考えます。</p>	<p>IV. 超高速ブロードバンド・サービスの 100%整備または利用の強要は逆効果であり賢明ではありません。</p> <p>ソフトバンクの意見書は、日本の世帯の 100%が超高速ブロードバンド・サービスを利用可能とすべきであり、かつ、この 100%の世帯が超高速ブロードバンド・サービスを利用すべきであるとする構想を支持しています。しかしながら、ソフトバンクは、このような立場を推進する政策を採用することによる多くの悪影響に対して答えていません。</p> <p>他の国々も「光の道」と同様の目標を設定しているという根拠のないソフトバンクの主張に反して、ほとんど全ての主要国が、ブロードバンド基盤の整備および利用率を日本が既に達成したレベルまで引き上げようと努力しているところであり、(韓国、米国、およびオーストラリアを含め)超高速ブロードバンドの整備や利用率を 100%とすることを国家目標として設定した主要国がないことは特筆に値します。実際、米国では、「国家ブロードバンド計画」の中で、2020 年までに、1 億世帯(現時点の世帯数の90%未満に相当します)に 100Mbps 以上の速度のブロードバンド・サービスを手頃な価格で利用可能とするという目標を掲げております。また、国家ブロードバンド計画は、利用率についての数値目標を掲げることを差し控えています。同様に、ヨーロッパ委員会の「欧州デジタル・アジェンダ (Digital Agenda in Europe)」においては、2020 年までに 30Mbps のブロードバンド・サービスを 100%利用可能とする目標と、同時期までに 50Mbps 以上のブロードバンド・サービスの総利用率を 50%にするという水準を目標に設定しています。(相当地に野心的であると広く認められている)これらの目標を設定することによって、これらの規制機関は、自由主義かつ競争的な市場が、政府による介入よりもはるかに効率的にブロードバンド・ネットワークの成長および発展を促すという広範囲の国際的コンセンサスを受け入れ、これに従ったのです。</p> <p>また、貴省は、一つの技術を別の技術よりも優遇する政策に注力されるべきではありません。ソフトバンクの議論は、本質的に、インターネットにアクセスするその他全ての手段に対して光ファイバー技術を優</p>

<p>No. 267【KDDI株式会社】</p> <p>未整備エリアについても、独占的な事業主体に一元的に整備を担わせることは、非効率を生じ、結果として国民負担の増加を招くこととなるため、これまでの競争政策の成果を活かして民間の多様な技術、ノウハウを活用して効率的に整備を進めるべきであると考えます。</p> <p>効率的に基盤整備を進めるためには、対象エリアの状況に応じて、FTTHに限定せず、WiMAX、CATV、ブロードバンド携帯電話(LTE等)などを含め民間の多様な技術の中から最適なものを活用すべきです。(同様意見多数)</p>	<p>先するものであり、これは他の技術に害を与える危険性があります。高速無線やCATVなど、他の多くの既存技術または将来性がある技術が、現在、高品質のブロードバンド・サービスを消費者に提供しています。実に、前述の通り、日本には1億人近くの無線インターネット加入者が存在し、1千4百万を超える世帯がFTTH以外の技術による有線ブロードバンド・サービスに加入しています。一種類の技術による整備をその他の技術に対して優遇する政策を定めることにより、貴省は、これらの技術、ならびに例えばLTE無線ネットワークなど、人口の大部分により速いブロードバンド速度を提供し得る将来技術に対する投資を、うかつにも抑制してしまいかねません。この理由により、米国およびその他の諸国は、自国のブロードバンド政策の重要な優先課題の一つとして技術中立性を挙げているのです<sup>8</sup>。</p> <p>ソフトバンクはまた、現在未整備の地域に光ファイバーを整備するコストが高いことについても十分な説明をしていません。同社も認めるように、現在光ファイバー網が未整備の日本の地域は、ほとんどが主要な人口集中地区から離れた遠隔地です。従って、これらの地域に光ファイバーを整備することは、企業の形態に関わらず、NTT または他のどの企業にとっても、経済的に効率の悪い極めて高コストの事業となるでしょう。KDDI の意見書にも述べられているように、これら地域の住民には、高速無線など、別の技術によってブロードバンド・インターネット・アクセスを提供することがより経済効率の高い方法であるかもしれませぬ。</p> <p>最後に、たとえ光ファイバーを基盤とした超高速ブロードバンド・サービスを100%整備したとしても、全ての人々がこれらのサービスを利用するわけでないことは確実です。現在すでに消費者がFTTHを利用可能な日本の地域においてさえ、利用可能世帯の約3分の2は超高速ブロードバンド・サービスに加入していません。同様に、ピュー・リサーチ社が米国におけるインターネットの利用について調査した最近の調査結果によれば、米国のインターネット未利用者のうちインターネットの利用に関心を示しているのはわずか10%のみであり、また、この数字は、2002年に最初</p>
---	--

<sup>8</sup> See e.g. Federal Communications Commission, *Connecting America: The National Broadband Plan* at 60 (March 16, 2010) available at <http://www.broadband.gov/plan/> (discussing technology neutrality as a foundational principle of the U.S. international telecommunications agenda); European Commission, *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, The European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A Digital Agenda for Europe* at §2.4 (May 19, 2010) available at [http://ec.europa.eu/information\\_society/digital-agenda/documents/digital-agenda-communication-en.pdf](http://ec.europa.eu/information_society/digital-agenda/documents/digital-agenda-communication-en.pdf) (acknowledging the need to utilize different technologies to achieve full broadband access.).

<p>No.142【米国商工会議所】</p> <p>ブロードバンドの利用に関する最大のハードルは、ブロードバンドの恩恵の理解不足であると言えます。ブロードバンドの利用拡大という総務省の目標を実現するためには、オンライン教育、遠隔医療、および電子政府の促進の取り組みを奨励することが有効となるであります。</p>	<p>にこの質問を始めたときからほとんど変化が見られません<sup>9</sup>。インターネットにアクセスする手段の選択、あるいはアクセスしないという選択の自由は、進歩的な自由主義市場の本質です。これらの選択を阻害し、または消費者に特定の技術の採用を強要する政策を定めることは、自由主義市場システムにおける適切な政府の役割ではありません。</p> <p>小職の前回意見書にも述べた通り、貴省が超高速ブロードバンド・サービスの利用拡大を望まれるならば、コンピューター・リテラシー、オンライン教育、電子政府プログラムなどを促進することによって、このようなサービスに対する需要を増加させることに重点を置かれるべきです。実に、NTT、ソフトバンク、および米国商工会議所をはじめ、本件に関する多くの意見提出者が、その意見書の中で超高速ブロードバンド・サービスの需要拡大の重要性を認めています。ブロードバンド・サービスの需要拡大が有効であることは、他の先進国においてすでに示されており、自由市場経済における政府のリソースの適切かつ効率的な使用であると言えます。</p> <p style="text-align: right;">敬具</p>
---	--

<sup>9</sup> Pew Research Center, Home Broadband 2010 (Aug. 11, 2010), available at <http://www.pewinternet.org/~media/Files/Reports/2010/Home%20broadband%202010.pdf> (last visited August 30, 2010).

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		NTTは非現実的などと抽象的な話でなく、明確に情報を公開し、徹底討論すべきと考える。ソフトバンクの主張は数字も出しており、具体化している。光BBのユニバーサル化で他国に遅れを取ると、日本という国そのものの今後の発展の遅れが懸念される。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(該当部分 1) 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。  (該当部分 2) メタル回線の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能と弊社共は考えています。
上記の意見内容に対する再意見	税金を使わないで出来るのであれば、それが望ましいと考えます。	



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	2頁 NO269-別紙
上記の意見内容に対する再意見	公正な競争環境なくして抜本的な発展と価格低減は無い と考えます。また税金ゼロで実現出来れば越した事は ないがそれに拘らずとも数少ない成長分野として国策 として取組み国際競争力を持つインフラ整備を推進す る事が重要と考えます。	